

建築確認申請書・調査報告書の主な経由 1/2

更新日 R8.10.1

堺市開発調整部建築安全課 審査係
内線 5919・5921・5923・5924
直通 072-228-7936

対象	規制概要等	経由先
すべての建築物		
地域地区(用途地域等)	・都市計画法	・堺市都市計画部都市計画課 土地利用係 内線 5515・5516 <高層館16階> 直通 072-228-8398
下水道関係	・下水道法	・堺市下水道管路部下水道管理課 開発調整係 <上下水道局本庁舎2階> <住所> 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 直通 072-250-9116 (建築安全課又は宅地安全課で経由できる場合あり)
道路関係 ※開発協議にかかるものを除く	・市道、府道、国道	・堺市土木部路政課 境界調査係 内線 4123・4124 <高層館18階> 直通 072-228-7417
	・位置指定道路	・堺市開発調整部宅地安全課 内線 5927・5932・5933・5947 <高層館13階> 直通 072-228-7483
	・法施行前道路、建基法42条非該当 ・建基法43条許可	・堺市開発調整部建築安全課 内線 5922・5928 <高層館13階> 直通 072-228-7936
開発協議にかかるものを除く すべての建築物	・堺市開発行為等の手続に関する条例 (図面の経由)	・堺市開発調整部宅地安全課 調査係 内線 5937~5939 <高層館13階> 直通 072-228-7483
開発協議にかかるもの	・都市計画法、堺市開発行為等の手続に関する条例 (工事完了検査済、建築(特例)承認、 都計法41条制限 等)	・堺市開発調整部宅地安全課 審査指導係 内線 5927・5932・5933・5947 <高層館13階> 直通 072-228-7483
市街化調整区域内 ※開発協議にかかるものを除く	・都市計画法	・堺市開発調整部宅地安全課 調査係 内線 5937~5939 <高層館13階> 直通 072-228-7483
地区計画区域内	・都市計画法	・堺市都市計画部都市計画課 土地利用係 内線 5515・5516 <高層館16階> 直通 072-228-8398
風致地区内	・堺市風致地区内における 建築等の規制に関する条例	・堺市公園緑地部公園緑地整備課 緑化推進係 内線 4425 <高層館17階> 直通 072-228-7424
福祉施設等	・高齢者 (老人福祉法等)	・堺市住宅部住宅施策推進課 民間支援係 内線 5717 <高層館14階> 直通 072-228-8215
	サービス付き高齢者向け住宅 (用途が共同住宅の場合は、 介護事業者課の経由は不要)	・堺市長寿社会部介護事業者課 指定係 内線 3259 <本館8階> 直通 072-228-7348
	有料老人ホーム	
	老人デイサービスセンター (認知症デイを除く) 老人短期入所事業 老人デイサービスセンター(認知症デイ)、 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	
	・身体・知的・精神障害者	・堺市障害福祉部障害福祉サービス課 事業者係 内線 3154 <本館7階> 直通 072-228-7510
保育所	・児童福祉法	・堺市子育て支援部幼保政策課 企画係 内線 3375・3376 <高層館8階> 直通 072-228-7173
病院・診療所・助産所 施術所(はり・きゅう・あん摩)	・医療法等	・堺市保健所保健医療業務課 医務管理係 内線 3447 <本館6階> 直通 072-228-7582
旅館・ホテル 簡易宿泊所・下宿	・旅館業法	・堺市保健所生活衛生課 営業指導係 内線 3453~3455 <本館6階> 直通 072-222-9940
公衆浴場 ラブホテル	・公衆浴場法 ・堺市ラブホテル建築等規制条例	
地下鉄御堂筋沿線	・府道大阪高石線沿い(官民境界より30m以内)及び 中百舌鳥検車場付近(長曽根町付近) ・木造平屋建ては除く	・(株)大阪メトロサービス 近接協議担当 <住所> 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883

建築確認申請書・調査報告書の主な経由 2/2

更新日 R8.10.1

堺市開発調整部建築安全課 審査係
内線 5919・5921・5923・5924
直通 072-228-7936

対象	規制概要等	経由先
店舗 (物品販売業を営む店舗)	・堺市中規模小売店舗の設置に関する要綱 〈売場面積〉300㎡以上1,000㎡未満 ・大規模小売店舗立地法、 堺市大規模小売店舗の設置に関する要綱 〈売場面積〉1,000㎡以上	・堺市産業戦略部地域産業創造課 内線 3525 直通 072-228-8814 〈高層館7階〉
臨港地区内	・港湾法	・大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 施設管理運営担当 〈住所〉 泉大津市なぎさ町6-1 堺泉北港ホトサービスセンタービル10F 直通 0725-21-7217
工場	・工場立地法 敷地内に工場があれば全て経由必要 (届出不要の場合は不要の印押します)	・堺市産業戦略部産業成長推進課 投資促進係 内線 3513 〈高層館7階〉 直通 072-228-7629
高層建築物等	・電波法(伝搬障害防止区域) 〈高さ〉31mを超える(PH・広告物含む) * 既存建物の高さが31mを超えているときも経由必要	・近畿総合通信局 無線通信部陸上第一課 直通 06-6942-8559
	・堺市開発行為等の手続に関する条例 第5条第2項第1号にかかるもの(中高層の届け出)	・堺市開発調整部宅地安全課 管理係 内線 5934・5935 直通 072-228-7483
	・堺市景観条例(増築後も含む) 〈堺市景観計画区域(全域)〉 (高さ) 15mを超える (階数) 地上6階以上 (延床面積) 3,000㎡を超える のいずれか 〈百舌鳥古墳群周辺市街地景観形成地区〉 (高さ) 10mを超える (階数) 地上4階以上 (延床面積) 500㎡を超える のいずれか 〈百舌鳥古墳近傍景観形成地区〉 すべての建築物が対象 〈堺市環濠都市地域〉 (高さ) 10mを超える (階数) 地上4階以上 (延床面積) 500㎡を超える のいずれか	・堺市都市計画部 都市景観課 審査指導係 内線 5532 〈高層館16階〉 直通 072-228-7432 内線 5535~5538
	・堺市景観協定	
屋外広告物	・堺市屋外広告物条例	
福祉まちづくり	・大阪府福祉のまちづくり条例 (事前協議の対象のものに限る)	・堺市開発調整部建築安全課 審査係 内線 5923・5924 直通 072-228-7936
都市計画法53条区域内 土地区画整理法76条区域内	・都市計画法 ・土地区画整理法	・堺市開発調整部建築安全課 指導係 内線 5922・5928 直通 072-228-7936
築港浜寺西町の一部	・集中浄化槽	・泉北工業団地協同組合 〈住所〉 高石市高砂3-63 072-268-1284
築港新町2丁の一部		・堺臨海工業団地協同組合 〈住所〉 西区築港新町2-6-17 072-245-7373
駐車場整備地区内	・駐車場法 〈延べ床面積〉1,000㎡以上 ※開発協議にかかるもの及び住宅(共同、長屋含む)、 児童福祉施設、学校を除く	・堺市交通部 交通政策課 企画調整係 内線 5421・5423 〈高層館16階〉 直通 072-228-7756
密集住宅市街地 整備促進事業地区内 (堺区西湊町、東湊町、出島町、 昭和通、菅原通、春日通の一部)	・堺市密集住宅市街地整備促進事業制度要綱	・堺市都市整備部 都市整備推進課 密集事業係 内線 5637 〈高層館15階〉 直通 072-228-7425
宅地造成工事規制区域内 (南区、美原区の一部)	・宅地造成等規制法	・堺市開発調整部宅地安全課 審査指導係 内線 5927・5932・5933・5947 直通 072-228-7483
● 以下については建築確認申請又は調査報告書受付後に建築安全課内で裏書を行います。		
・建築協定区域内 ・仮使用承認が必要なもの ・建築基準法に基づく 特例許認可が必要なもの	・建築基準法	・堺市開発調整部建築安全課 指導係 内線 5922・5928 直通 072-228-7936
・定期報告 防災計画書が必要なもの	・建築基準法 ・高層建築物等の防災措置に関する要綱 ・社会福祉施設における防火安全対策について	・堺市開発調整部建築安全課 審査係 内線 5919・5921・5923・5924 直通 072-228-7936

お願い: 確認申請には、「開発行為等に係る適用法令等判定書」の写しを添付していただくようお願いいたします。
計画変更時経由が必要です。